

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 放流Ⅰ幹線 緊急工事

工事場所： 松原市小川四丁目地内

大和川下流流域下水道の放流Ⅰ幹線において、漏水が確認されました。

漏水が発生している箇所は道路上であり、早急に対応しなければ道路陥没が発生する恐れがあるため、本件は直ちに発注しなければ著しい危険が生じかねない、特に急迫を要する緊急の工事である。

株式会社久本組は、応急工事を行う施設と近接する箇所において、現に他の業務を契約中であり、かつ、早急に工事の実施が可能である。

従って、株式会社久本組と地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を締結するものである。

また、同社より見積書を徴取したところ、予定価格の範囲内で価格が適正と認められたので、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積を省略する。